

## 「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」の見直しの概要について

### 1-(1) 指定期間について

#### 【現状】

- ・ 指定管理者の指定期間は、PFI事業を除き、原則4年間としている。
- ・ 平成27年度の指定管理者評価会議時、臨時委員より「物品のリース期間を考慮すると5年の方が適切」との意見があった。
- ・ 平成27年4月1日現在の総務省調査で全国的の自治体の状況を見ると、指定期間は①5年…65.3%、②3年…17.8%、③4年…7.7%である。また、平成24年の同調査では①5年…56.0%、②3年…22.3%、③4年…10.1%となっており、指定期間は長期化の傾向がある。

#### 【対応方針】

- ・ 指定管理者の指定期間を、PFI事業を除き、原則5年間とする
- ・ 指定期間の変更は、指定管理料の債務負担行為に影響があるため、平成32年度選定の対象施設からの運用とすることとしたい。

#### 【メリット】

- ・ 指定管理者がより施設の管理運営に習熟し、成果を発揮することが可能となる。
- ・ 4年に1回の指定管理者の選定の行為が5年になることにより指定管理者選定委員会の事務等の軽減を図ることができる。

### 1-(2) 指定期間の原則の例外について

#### 【現状】

- ・ 本市の基本的な考え方には、「指定管理者の指定期間は、PFI事業を除き、原則4年間とします。ただし、効果が見込めない等、特別な理由がある場合は、相当期間とします」と記載している。
- ・ 現状においては、PFI事業を除いては原則4年以外の指定期間を設定している施設はない。
- ・ 中海岸保育園については、「指定管理者が短期間で変更になり安定した保育の実施が難しくなる恐れがある」ことから、平成32年度より4年の指定期間を8年に変更することとしている。
- ・ 福祉関連の施設を所管する課かいより「安定した事業の実施のため、指定期間を延長したい」旨の意見が示されており、施設の特性やサービス内容によっては、原則外の指定期間を設ける必要があると考えている。

#### 【対応方針】

- ・ 原則外の指定期間を設定するための基準を明確化する。
- ・ そのため、基本的な考え方の記載を「指定管理者の指定期間は、P F I 事業を除き、原則 5 年間とします。ただし、施設利用者の生活と施設との関わりが非常に深く、指定管理者が 5 年で変更となることで利用者の生活に重大な影響があると認められる施設については、指定期間を延長することができるものとします。指定期間を延長した場合においては、施設運営の質を担保するため、指定期間の 5 年を経過する都度、指定管理者選定等委員会による評価を受けるものとします。」に改める。

(現状：第 10 版)

#### (4) 指定期間

指定管理者の指定期間は、P F I 事業を除き、原則として 4 年間とします。ただし、効果が見込めない等、特別の理由がある場合は、相当期間とします。



(改訂版：第 11 版)

#### (4) 指定期間

指定管理者の指定期間は、P F I 事業を除き、原則 5 年間とします。ただし、施設利用者の生活と施設との関わりが非常に深く、指定管理者が 5 年で変更となることで利用者の生活に重大な影響があると認められる施設については、指定期間を延長することができるものとします。指定期間を延長した場合においては、施設運営の質を担保するため、指定期間の 5 年を経過する都度、指定管理者選定等委員会による評価を受けるものとします。」に改める。